

(令和元年度第 8 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

○ 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）
整備事業に係る事後調査報告書等

- (1) 事業概要 1
- (2) 環境影響評価の手続の状況 4
- (3) 事業計画変更に伴う補足説明 6

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業の概要

- 1 事業名 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業
- 2 都市計画決定権者 沖縄県知事 玉城 康裕
（沖縄県土木建築部 都市計画・モノレール課）
※環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第1項
- 3 事業者 沖縄県知事 玉城 康裕
（沖縄県土木建築部 南部土木事務所）
- 4 事業区間 南風原町字山川～南城市玉城字垣花 （別添図参照）
- 5 事業目的
南部東道路は、南城市知念・佐敷・玉城・大里から南風原町を經由して、那覇空港自動車道に連結する地域高規格道路であり、定時・定速を確保し、那覇市までの30分圏の確立を図り、地域住民に都市的サービスを提供するとともに、行動圏の拡大を図り、南部圏域の振興を支援する。
- 6 事業概要
 - (1) 事業種類 道路の新設及び改築の事業
 - (2) 事業延長 8,270メートル
 - (3) 施工期間 約8年（令和4年度）暫定2車線供用
約11年（令和7年度）完成4車線供用
- 7 経緯
 - (1) 事業計画の経緯
 - 平成5年3月 東部振興開発道路整備促進期成会・（財）南部振興会・島尻地域振興開発推進協議会より、県知事あて道路整備の陳情。
 - 平成5年11月 主要地方道南風原知念線の概略設計業務開始。
 - 12月 「沖縄県広域道路整備基本計画」のなかで、広域道路交流促進型として位置づけられる。
 - 平成6年～ 関係5町村（南風原町及び大里村、佐敷町、玉城村、知念村）と計画ルートについて個別協議を実施。
 - 平成6年12月 地域高規格道路の「計画路線」の指定を受ける。
 - 平成9年9月 地域高規格道路の「調査区間」の指定を受ける。
 - 平成13年11月 前記関係5町村の助役を中心とする「南部東道路調査検討委員会」を立ち上げ、行政レベルでの計画ルートの検討を行う。
 - 平成15年2月 「南部東道路調査検討委員会」にて、南風原町字山川から玉城村字垣花のつきしろIC（仮称）までの計画ルートが決定する。
 - 平成18年3月 地域高規格道路の「整備区間」に指定される。

(2) 環境影響評価の経緯

ア 方法書の手続

平成19年 4月23日	環境影響評価方法書の県への送付
4月24日	方法書の公告・縦覧（～5月28日）
5月18日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
6月11日	住民等の意見提出期限
6月13日	住民等の意見の概要書の提出
7月20日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
8月13日	方法書に対する知事意見の提出

イ 準備書の手続

平成22年 9月 2日	環境影響評価準備書の県への送付
9月 3日	準備書の公告・縦覧（～10月 4日）
10月18日	住民等の意見提出期限
11月 4日	住民等の意見の概要等の提出 (知事意見提出期限：平成23年 3月 4日)
11月10日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
平成23年 2月18日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
3月 3日	準備書に対する知事意見

ウ 評価書の手続

平成23年 6月10日	環境影響評価書の県への送付 (知事意見提出期限：平成23年 7月25日)
6月28日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
7月12日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
7月25日	評価書に対する知事意見
9月15日	補正後の環境影響評価書の県への送付
9月16日	評価書の公告・縦覧（～10月17日）

エ 事後調査報告書の手続き

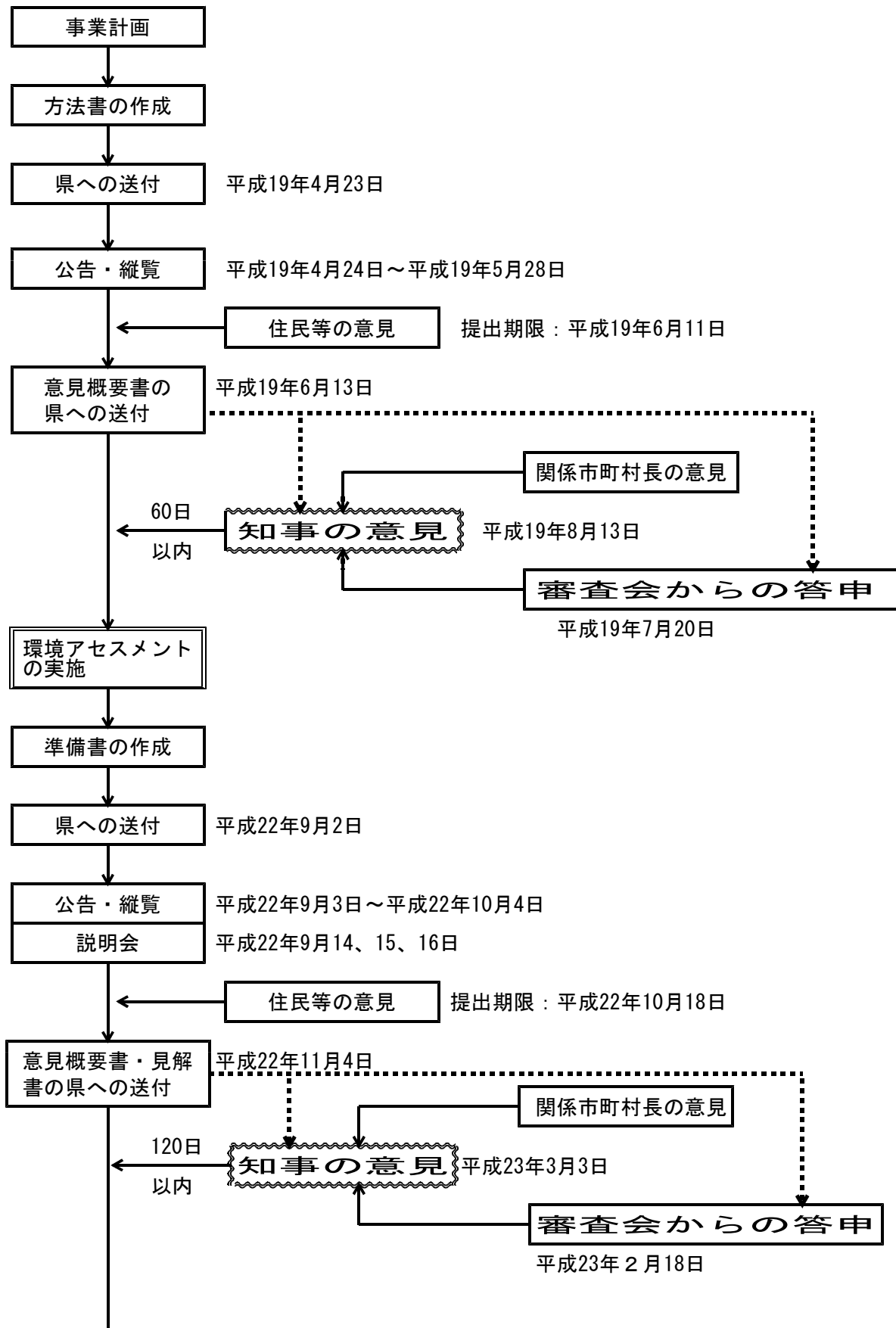
平成27年 4月22日	工事着手届出書の県への送付
4月27日	工事着手
平成29年 1月10日	平成27年度事後調査報告書の県への送付
2月 3日	事後調査報告書の公告・縦覧（～ 3月 4日）
5月11日	環境の保全についての措置の要求
平成30年 5月30日	平成28年度事後調査報告書の県への送付
6月19日	事後調査報告書の公告・縦覧（～ 7月18日）
8月 8日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
10月18日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
11月 2日	環境の保全についての措置の要求

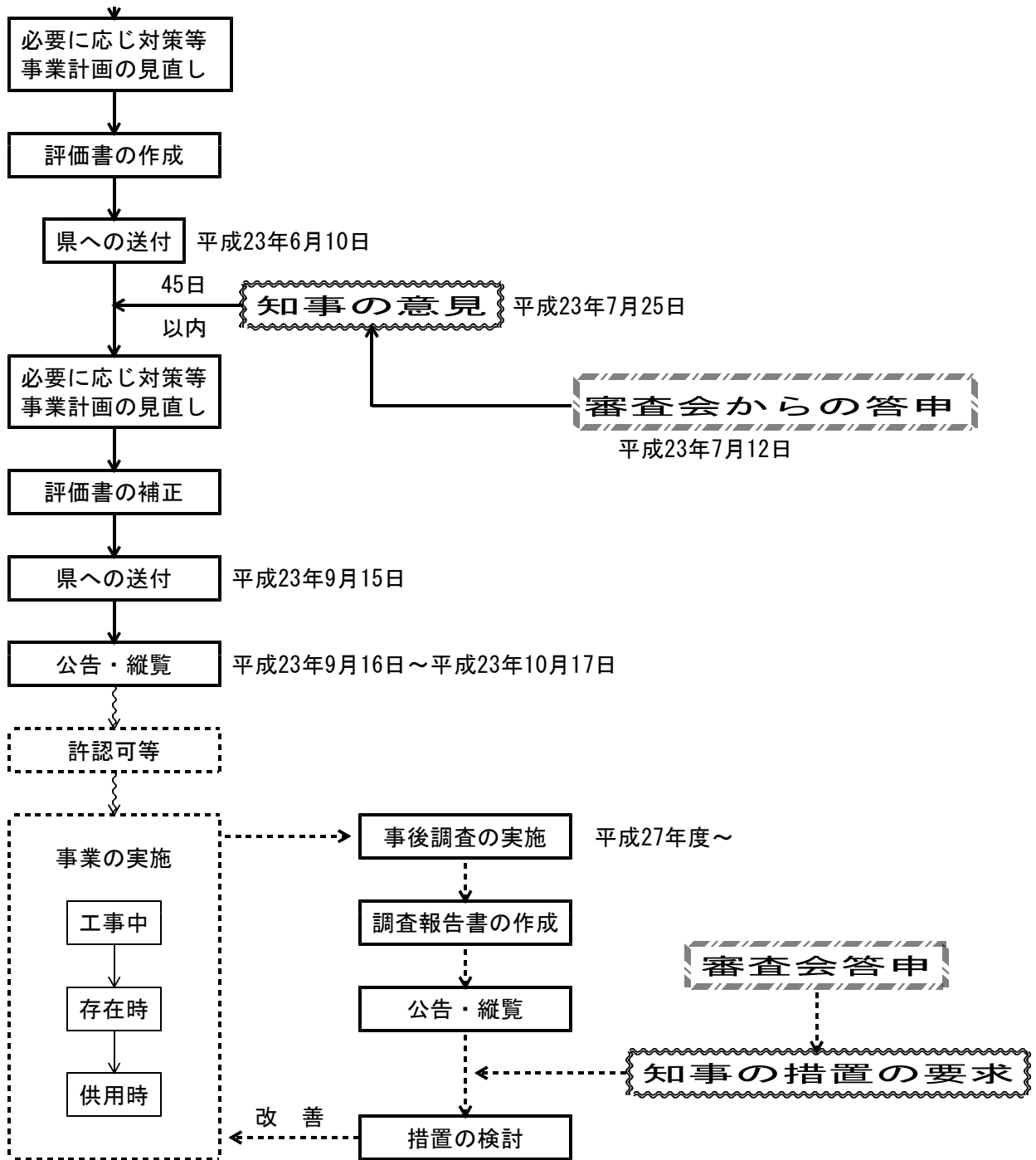
平成30年12月10日	平成29年度事後調査報告書の県への送付
平成31年4月26日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
令和元年8月9日	事後調査報告書の公告・縦覧（～8月7日）
9月4日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
9月10日	環境の保全についての措置の要求
令和元年11月27日	平成30年度事後調査報告書の県への送付
12月10日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
12月13日	事後調査報告書の公告・縦覧（～令和2年1月20日）
月 日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
月 日	環境の保全についての措置の要求



図. 対象事業実施区域の位置図（「主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る環境影響評価書」（平成23年6月 沖縄県）より転載）

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業の 環境アセスメントに関する流れ





「主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事業計画変更に伴い新たに追加された事業実施区域の環境影響評価」に関する補足説明

○事業者は、対象事業の事業計画を一部変更し、主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）と那覇空港自動車道を接続するインターチェンジ（以下「IC」という。）を新設するとして、標記の図書を作成している。

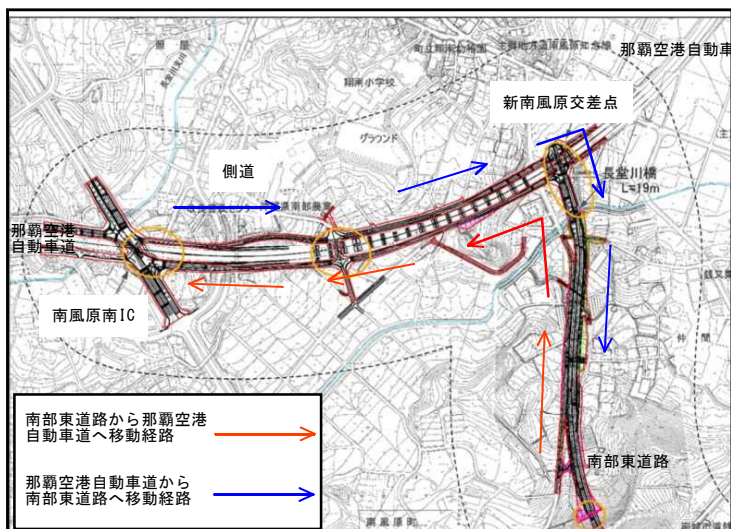
○本図書は、事業計画変更に伴い事業実施区域（IC箇所）が新たに追加されるため、追加箇所について工事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を整理したものである。

○図書の主な内容

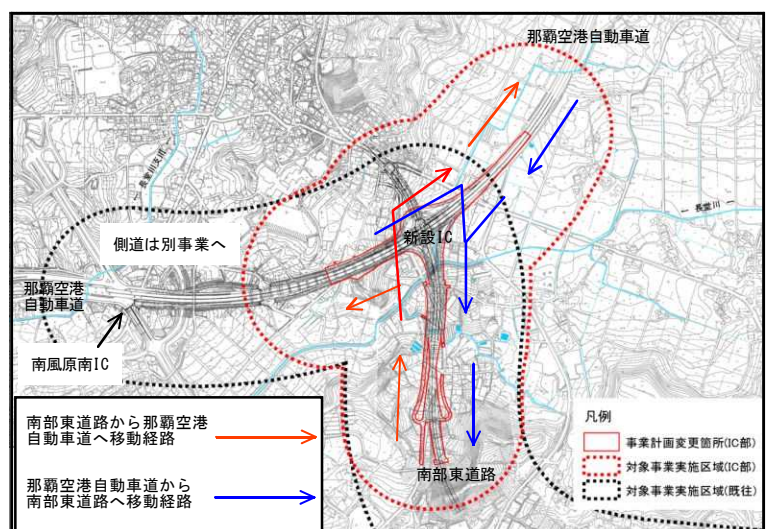
- ・追加する事業実施区域（IC箇所）において、環境影響評価項目17項目の調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討した結果を記載。
- ・事業計画変更箇所の詳細図は1-2ページに、事業計画変更に伴う環境保全措置検討結果は、1.3.18-1～8ページに記載。
- ・事業者が変更に伴い影響が及ぶ可能性があるとしている項目は、騒音、日照障害、陸域生物、生態系。



対象事業実施区域の位置図



○既往計画
那覇空港自動車道には、新南風原交差点から側道を通り、南風原ICにて乗り入れる計画。



○変更計画【赤点線：変更箇所(IC箇所)】
那覇空港自動車道には、新設IC箇所から直接乗り入れる計画。